

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場	所
平成十四年六月十二日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸
平成十四年六月十二日	午後二時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸
平成十四年九月二十日	午前九時三十分から午後零時三十分まで	青森市本町五丁目五の二一	青森県農業共済会館

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

日	時	場	所
平成十四年六月十一日	午後二時から午後五時まで	八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸
平成十四年六月二十八日	午後二時から午後五時まで	むつ市金谷一丁目一〇の一	下北文化会館
平成十四年七月三日	午後二時から午後五時まで	五所川原市字幾世森二四の一五	ふるさと交流圏民センター
平成十四年七月五日	午後二時から午後五時まで	弘前市大字城東北四丁目一の一	弘前市農業協同組合本店
平成十四年九月六日	午後二時から午後五時まで	三沢市大字三沢字堀口一六の七	おいらせ農業協同組合
平成十四年九月十九日	午後二時から午後五時まで	青森市本町五丁目五の二一	青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 危険物施設において、危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講習を受講していない者（ただし当該作業に従事することとなった日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。）
- 2 前回の講習を受けた日から三年以内に講習を受講していない者
- 3 1及び2以外の者で受講を希望する者

三 受講申請書の受付期間

講	習	場	所	受	付
八戸市大字沢里字古宮二六の一	ウエルサンピア八戸			平成十四年五月十三日から	同月二十八日まで
むつ市金谷一丁目一〇の一	下北文化会館			平成十四年五月二十八日から	同年六月十三日まで
五所川原市字幾世森二四の一五	ふるさと交流圏民センター			平成十四年六月三日から	同月十八日まで
弘前市大字城東北四丁目一の一	弘前市農業協同組合本店			平成十四年六月三日から	同月十八日まで
三沢市大字三沢字堀口一六の七	おいらせ農業協同組合			平成十四年八月八日から	同月二十三日まで
青森市本町五丁目五の二一	青森県農業共済会館			平成十四年八月十九日から	同年九月二日まで

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

四 受講申請書の提出先

青森市中央三丁目二〇の二二 青森県警察本部交通管制センター二階

社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちょう付（消印しないこと。）して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会（電話青森七三三局五一〇〇番）へ問い合わせること。

青森県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

青森県知事 木 村 守 男

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 快適福祉協会	社会福祉法人 快適福祉協会	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	エスノス六戸福祉センター居宅介護支援事業所	上北郡六戸町大字大落瀬字前谷地九八	平成 一四・四・二六
社会福祉法人 すわん	北津軽都市浦村大字脇元字磯辺三六五の一	在宅介護支援センターすわんの里	北津軽都市浦村大字脇元字磯辺三六五の一	"	"

青森県告示第二百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定により、次のとおり介護療養型医療施設を指定したので、同法第百十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	開 設 の 場 所	指 定 年 月 日
渡辺病院	青森市橋本二丁目七の四	平成 一四・四・二六

青森県告示第二百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

- 二 都市計画事業の種類
青森都市計画公園事業（二・二・五二号奥野南公園）
- 三 事業施行期間
平成十四年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分
青森県青森市大字浦町字奥野地内
- 2 使用の部分
なし

青森県告示第二百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 施行者の名称
青森市
- 二 都市計画事業の種類
青森都市計画公園事業（二・二・五三号板橋公園）
- 三 事業施行期間
平成十四年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
- 1 収用の部分
青森県青森市大字浜田字板橋地内
- 2 使用の部分
なし

青森県告示第二百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・五四号浜田北公園）

三 事業施行期間

平成十四年五月十三日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字浜田字豊田地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画公園事業（二・二・五五号成瀬公園）

三 事業施行期間

平成十四年五月十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市大字荒川字成瀬地内

2 使用の部分

なし

青森県告示第二百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業を平成十四年五月二日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年五月十三日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（二・二・七四号売市第七公園）

三 事業施行期間

平成十四年五月十三日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県八戸市大字売市字小待地内

2 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による

